

平成26年(行ウ)第106号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

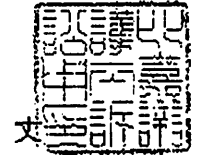
準備書面(3)

平成27年6月8日

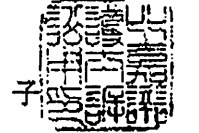
大阪地方裁判所第2民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 比嘉 廉 丈



同 比嘉 邦 子



同 川 上 確



同 橋 本 匡 弘



同 酒 井 美 奈



同 源 本 恵 理



第1 本件病院の経営について、利用料金収入では不足するとの主張について

1 原告は、平成27年1月に市立病院の収支が黒字となったことを根拠に、医師や看護師の体制が整い指定管理者制度移行前の患者数に戻れば医業損益の黒字化は十分可能であるとして、病院経営について利用料金収入だけでは不足するという被告の主張は当たらないと主張する（原告第3準備書面第1，1）が、同主張は失当である。

2 和泉市は、指定管理者制度への移行直後においても、移行前と同規模の人員を確保させる必要があると判断し、人材確保支援金を支出した。

すなわち、指定管理者制度への移行直後には、職員の離職に伴い患者への医療水準が下がる傾向が認められるという状況の下で、和泉市としては、職員の離職を回避すること及び新規職員の獲得を容易にすることによって、医療水準の落ち込みを回避する必要があると判断し、人材確保支援金を支出した。

また、被告準備書面(1)2頁8行目～3頁12行目で述べたとおり、平成26年度においては、従前どおりの医療水準を確保するために要した管理経費は、利用料金収入のみでは不足していた。

仮に、和泉市が人材確保支援金を支出していなければ、指定管理者は、医師や看護師等の医療従事者を確保することができず、平成27年1月時点で医業損益を黒字にできなかったのみならず、医療水準の低下を招いていたといえる。

3 ところで、地方公共団体の経費の支出にあたっては、様々な行政目的を斟酌した政策的な考慮が求められるから、各地方公共団体（最終的には支出権限を有する長等）の判断によらざるを得ず、その判断は、特に社会通念上不合理的な点がある場合又は特に不公正な点がある場合でない限りこれを尊重すべきである。

また、上記判断においては、変転する情勢の下で迅速な判断が求められるという地方公共団体の長の職務の性質上、職務執行の当時の状況に照らし合理的

な調査検討等がなされたか、その状況や要求される判断力の水準に照らして不合理な判断がなされなかったかを基準とすべきであり、事後的、結果論的な評価がなされてはならないというべきである。

しかるに、平成27年1月に医業損益が黒字化したことを根拠に、病院経営について利用料金収入だけでは不足するという被告の主張が誤りであるとして、人材確保支援金の支出が経費の必要最少限度の原則（地方財政法第4条第1項）及び最少経費による最大効果の原則（地方自治法第2条第14項）に違反し違法であるとする原告の主張は、事後的、結果論的な評価にすぎず、失当である。

第2 指定管理者制度の下での地方公共団体の役割について

- 1 原告は、「指定管理者制度では設置者である地方公共団体は設置者の責任を果たす立場から必要に応じて指示を行うに留まり、個別課題の解決は一義的には指定管理者の責任においてなされるべきである。」（原告第3準備書面3頁9行目～11行目）と主張するが、同主張は失当である。
- 2 被告準備書面(2)3頁3行目～4頁4行目で述べたとおり、指定管理者は、普通地方公共団体が定めた「管理の基準」、「業務の範囲」等の事項に従って、公の施設を管理することとなる（地方自治法第244条の2第4項）。

この「管理の基準」、「業務の範囲」等の事項は、各施設の設置目的、性格や普通地方公共団体の方針等の条件に応じて、個別的に定められるものである。

指定管理者制度における普通地方公共団体と指定管理者との役割分担や費用負担のあり方についても、各施設の設置目的、性格や普通地方公共団体の方針等の条件に応じて、個別的に定められるものである。

このように、指定管理者制度下での普通地方公共団体と指定管理者の役割分担は、各施設の設置目的、性格や普通地方公共団体の方針等の条件に応じて、個別的に定められるものであって、「設置者である地方公共団体は設置者の責

任を果たす立場から必要に応じて指示を行うに留まり、個別課題の解決は一義的には指定管理者の責任においてなされるべきである。」との硬直的な考え方は採られていない。

第3 人材確保支援金の支出の適法性

1 原告は、「和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書第47条に、人材確保の責任が指定管理者にあることを定めており、これに反し和泉市が支出した人材確保支援金は裁量の範囲を逸脱し違法である」（原告第3準備書面第1, 3）と主張するが、同主張は失当である。

2 基本協定書（甲第8号証）第47条は、指定管理者が指定開始日までの開設準備行為を行わなければならない旨を定めたものであって、和泉市立病院の管理運営に必要な人員数及び規模を具体的に定めたものではない。

仮に、指定管理者が、指定管理者制度への移行前と同規模の人員を確保することなしに、必要最小限の人員で運営を開始したとしても、基本協定書に反することとはならない。

すなわち、指定管理者と和泉市の両者の合意においては、移行直後において指定管理者が移行前と同規模の人員を確保するというような責務は定められていなかった。

3 前述のとおり、和泉市は、医療水準の落ち込みを回避するためには、指定管理者制度への移行直後において指定管理者が移行前と同規模の人員を確保させる必要があると判断し、人材確保支援金を支出した。

上記のような人材確保支援金の支出は、基本協定書第47条に反しない。

以上